

補助申請手続きの進め方

事前の注意事項

- ・解体工事を開始した後では補助申請の受付ができません。
- ・補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・全ての書類に同一の印鑑で押印してください。提出を委任する場合は、提出書類の押印は実印を使用してください。（代理提出委任申出書の提出が必要です。）工事の契約や支払いは申請者の方が行ってください。

